

# 東京都受動喫煙防止条例と健康増進法改正の成立

弁護士、東京都議会議員、日本禁煙学会理事(法律改正推進委員)

岡本光樹

## 1. はじめに

### 1) 罰則付きの受動喫煙防止条例・法律

2018年6月27日、「東京都受動喫煙防止条例」<sup>1)</sup>が可決、成立した。同年7月18日、国において「健康増進法」の改正<sup>2)</sup>が可決、成立した。同年9月19日、「千葉県受動喫煙の防止に関する条例」<sup>3)</sup>が可決、成立した。

我が国の受動喫煙対策において、極めて重要な一歩といえよう。ここに至るまでの経緯を振り返るとともに、その内容を報告する。

### 2) 子どもを受動喫煙から守る条例

2017年10月5日、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」<sup>4)</sup>が可決・成立し、2018年4月1日施行された。この条例は、罰則はないが、子どもの受動喫煙を防止するための啓発や施策の推進を定めた条例である。広島県福山市にも波及し、「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」<sup>5)</sup>が2018年3月22日に市議会全会一致で可決・成立し、4月1日から施行された。これらの条例の意義及び今後の展望について解説する。

## 2. 法改正の背景

### 1) 法改正の根拠及び要因

2002年制定の健康増進法の受動喫煙防止に関する規定は、施設管理者に努力義務を課す条文が一文存在するのみで、罰則等はなかった。制定当時は、初めて法律に「受動喫煙」が明記されたことで一定の啓発効果があり社会における受動喫煙対策は漸進したが、罰則がないために実効性が弱く、制定当初から罰則を望む声も少なからずあった。

厚生労働省は、2016年10月「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」を発表し<sup>6)</sup>、また2017年3月1日「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)」<sup>7)</sup>を発表し、「努力義務」に基づく

「自主的取組」では「限界」・「不十分」であることを認め、約15年の歳月を経てようやく罰則を導入する法改正へと動き出した。その間の受動喫煙被害及び犠牲者のことを思うと、随分遅きに失した感は否めない。

この法改正の根拠及び要因は、主に以下の①～④項目が挙げられる。

#### ①科学的根拠

2016年(平成28年)に「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、いわゆる「たばこ白書」が、前回の2001年(平成13年)以来15年ぶりにとりまとめられた<sup>8)</sup>。最新の科学的知見に基づいて、喫煙・受動喫煙と疾患等との因果関係を4段階で判定している。また、日本人の年間死亡者は、能動喫煙によって約13万人、受動喫煙によって約1万5千人(肺がん、虚血性心疾患、脳卒中及び乳幼児突然死症候群による死亡)と推計されている。こうした科学的知見の取りまとめが、法改正を理論的に支えた<sup>9)</sup>。

しかしながら、世界保健機関(WHO)が2004年に、英国タバコか健康かに関する科学委員会が2004年に、米国カリフォルニア州環境局が2005年に、米国公衆衛生局長が2006年に発表した詳細な報告書を踏まえて、日本学術会議は2008年(平成20年)に「受動喫煙も科学的根拠を持って健康障害を引き起こすことが示されて論争に終止符が打たれたといえる。」と結論付けていた<sup>10)</sup>。このことからすれば、厚労省の上記「たばこ白書」のとりまとめ自体、8年もの遅きに失したというべきである。

#### ②FCTC(たばこ規制枠組条約)に基づく法的根拠

2005年(平成17年)2月27日発効のFCTC(たばこ規制枠組条約)では、「第8条 たばこの煙にさらされることからの保護」が規定されている<sup>11)</sup>。2007年(平成19年)第2回締約国会議COP2(タイ・バン

コク)において採択された第8条ガイドラインでは、

- ・100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である。
- ・すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- ・たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。
- ・すべての締約国は、その国における条約発効後5年以内(日本は2010年2月27日まで)に例外なき保護を実現するよう努力しなければならない。

とされている<sup>12)</sup>。この点からも、我が国の法改正は約10年の遅きに失したといえる。

### ③社会における受動喫煙の実態

依然として、多くの非喫煙者が飲食店や職場で受動喫煙に遭遇し、また行政機関や医療機関においても一定程度、受動喫煙に遭遇しているという社会実態がある<sup>13)</sup>。

### ④2020年オリンピック

2010年7月21日に国際オリンピック委員会(IOC)と世界保健機関(WHO)とは協定を締結し、タバコの無いオリンピックを推進している<sup>14)</sup>。近年のオリンピック開催都市では、法律や条例で、屋内を全面禁煙とし、罰則を伴う受動喫煙防止対策を講じている。1992年バルセロナ、96年アトランタ、2000年シドニー、04年アテネ、06年トリノ、08年北京、10年バンクーバー、12年ロンドン、14年ソチ、16年リオデジャネイロ、2018年平昌と、オリンピック開催都市の国際慣行となっている<sup>15)</sup>。

法改正の理論的な支えとして①②は非常に重要であるが、従前より①②③の存在がありながらも我が国では法改正が進まなかったことからすれば、今般の法改正の最も直接的な契機は、やはり④オリンピックの開催であり、2020年という具体的な期限が設定されたことにあると考えられる。今般の受動喫煙防止の法制は、まさにオリンピックのおかげで実現し、オリンピック後も残るレガシー(良い遺産)とすることができる。

逆に言えば、オリンピックという外圧がなければ、日本では受動喫煙防止の法改正が進展しなかった可能性も考えられる。現に受動喫煙で苦しんでいる被害者が数多くいるという社会実態③があり、かつ、

①科学的根拠も②条約に基づく法的根拠も整いながらも、それでも法改正ができなかったということ、日本の政治家も市民もしっかりと認識すべきである。本来であれば、④がなくとも、③被害者が存在し、①②の根拠が揃っていれば、直ちに法改正しなければならないはずである。

## 2) 過去の法改正における政治の失敗

我が国において、法改正のチャンスは2010~2012年頃にもあった。当時、民主党政権下において労働安全衛生法の改正が検討されていた。

日本禁煙学会は、2010年3月26日、6月11日、9月30日と積極的に立法提言を行った<sup>16)</sup>。

厚労省労働基準局安全衛生部「職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会」(2010年/平成22年11月10日)において、筆者を含め8名の意見発表が行われた<sup>17)</sup>。筆者は、

- ・分煙ではなく屋内完全禁煙とすべきこと、
- ・必ず罰則を設けるべきこと、
- ・意に反して受動喫煙被害を受け続けても、そこで長時間働かなければならない、労働者保護の観点、など

を強調して意見発表した。

しかしながら、労働安全衛生法の改正案(2011年/平成23年12月)は、民主党政権下でも罰則の無い骨抜きとなり(小宮山洋子・厚労大臣は我々と同じ志で孤軍奮闘されたが、他の民主党議員らとJT労組との「しがらみ」関係があったことが指摘されている<sup>18)</sup>)、さらには衆議院・参議院のねじれ国会で、その骨抜き案すらも廃案とされた(2012年/平成24年11月)。その後、自民党政権下で、さらに弱められ後退した法案となり、2014年(平成26年)6月に労働安全衛生法改正が成立した<sup>19)</sup>。

過去こうした政治の壁に阻まれて辛酸を嘗めさせられ、受動喫煙被害者は耐え難きを耐え忍び続けてきた経験からすれば、今般の受動喫煙の法規制前進の意義深さを改めて感じるところである。

## 3. 健康増進法の改正

### 1) 塩崎厚労大臣 vs. 自民党たばこ議連

2017年3月1日、厚生労働省(当時:塩崎恭久<sup>やすひさ</sup>厚労大臣)が、健康増進法改正に関する「基本的な考え方の案」を発表した。施設の類型によって敷地内禁煙又は屋内禁煙を義務化し、違反には過料の罰則を課

す内容である<sup>20)</sup>。

これに対して、自民党たばこ議員連盟(会長:野田毅<sup>たけし</sup>衆議院議員)が、3月7日、対案を発表した。この対案は、事務所(職場)については同法の対象外とし、飲食店については表示を義務化するだけといった内容であり、厚労省案と大きな隔たりがあった。その後、政府と自民党との調整が難航し、法案を国会に提出するめどが立たない膠着状態が続いた。詳しくは、筆者の解説<sup>21, 22)</sup>、野上浩志「タバコ業界からの政治献金が受動喫煙防止の立法を妨げている」『日本禁煙学会誌』、2017年4月25日<巻頭言><sup>23)</sup>、及び永江一石氏のブログ<sup>24)</sup>を参照されたい。

結局のところ、自民党たばこ議員連によって、塩崎厚労大臣案は、潰されてしまったといえる。

その間の日本禁煙学会の要望書を注に挙げておく<sup>25)</sup>。

## 2) 加藤厚労大臣における法改正成立

1年後の2018年3月9日に厚生労働省(加藤勝信厚労大臣)の新たな法案が閣議決定された。この内容は、既存飲食店について経過措置として大幅な例外を設けるものとなっている。すなわち、「既存特定飲食提供施設」として、資本金5,000万円以下で客席面積100m<sup>2</sup>以下の店舗については、喫煙標識の掲示をしさえすれば喫煙可とできるといった内容である<sup>26)</sup>。

都条例に遅れて、2018年7月18日可決、成立した<sup>27)</sup>。後述するが、国の健康増進法は、既存飲食店については原則と例外が逆転しており、「ざる法」といべき内容である。

客席面積100m<sup>2</sup>以下の飲食店を規制の例外と扱うことは、2009年3月制定の「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」及び2012年3月制定の兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」にも見られる。これらの条例は、国に先行して罰則付きの法規制をもって受動喫煙対策を進めるもので、先進的な意義があった。当時においては、条例を制定する上で、客席面積100m<sup>2</sup>以下の飲食店を規制の例外を設けることは、やむを得なかった。しかし、この度の法改正においても同様の基準を国が採用したことには、強い批判がある<sup>28)</sup>。

なお、法案審議の過程で、衆議院厚生労働委員会において穴見陽一・自民党議員が、参考人の肺がん患者にヤジを飛ばす事件があった<sup>29)</sup>。

## 4. 東京都受動喫煙防止条例

### 1) 都議選における争点化と公約策定

2017年4月末頃、国において健康増進法改正の目途がたたない状況下で、小池百合子・東京都知事が、東京都において受動喫煙対策を強化する考えを示し、5月11日に受動喫煙対策の条例案を都議会議員選挙の公約として盛り込む考えを発表した。

筆者は、小池知事が事実上率いる地域政党「都民ファーストの会」に働きかけて協議を持ち、政策顧問の弁護士となって、受動喫煙防止の公約策定に直接関与した。その結果、「基本政策14 スモークフリー社会」として、

・「見せかけではない『真』の受動喫煙防止条例(罰則付き)をつくりまします。」「働く人を受動喫煙から守ります。」

・「子どもを受動喫煙から守る条例をつくりまします。」

という筆者の要望内容が、都民ファーストの会の都議選の公約<sup>30)</sup>に盛り込まれた。

国の法改正が危ぶまれる状況下で、東京都知事が受動喫煙防止条例定を都議会議員選挙の争点に上げたことで、受動喫煙を巡る政治的な議論が活発化し、筆者はそこにタイミングよく働きかけることで、上記2つの視点を、都民ファーストの会の都議選の公約に入れることに成功した。筆者は、さらに具体的に実効性ある条例制定までしっかりと関与し見届けたいと考え、自身が都議会議員に立候補することを決意し、都民ファーストの会の公認を受けて立候補した。小池百合子・都民ファーストの会代表は、「自民党の中で利益団体の折り合いがつかない。決まらないのは自民党。決められないふりをしつつ、利益団体から話を聞いてやると言っていてそこで利権ができる、いつもの手口。受動喫煙問題もまず東京でやっていく。国ができないなら、先に東京がやる。」<sup>31)</sup>と自民党を批判して、これを都議会議員選挙の争点の一つに位置づけた。

「都民ファーストの会」は、7月2日の選挙において大勝し(127議席のうち55議席を獲得)、都議会第一党となった。筆者も当選し、東京都議会議員に就任した<sup>32)</sup>。

### 2) 条例の成立

その後、2018年3月9日の厚生労働省の健康増進法改正案を踏まえて整合性を図った上で、同年4月20日、小池都知事は、東京都受動喫煙防止条例の

骨子案を発表した。「『働く人や子ども』を受動喫煙から守る」を掲げ、国の法律に、上乘せ及び横出しする内容となっている<sup>33)</sup>。

6月の都議会において、都知事から東京都受動喫煙防止条例<sup>34)</sup>が議案として提出され、同月27日に可決、成立した。賛成103議員・反対23議員(自民党のみ反対)であった<sup>35)</sup>。国も都も、罰則を含めた全面施行を2020年4月1日と予定している(図4)。

### 3) 条例と法律の比較 条例の方が厳しい点(上乘せ・横出し)

東京都受動喫煙防止条例と健康増進法の比較については、図1を参照。

小・中・高校、保育所・幼稚園について、国の法律が「敷地内禁煙(屋外に喫煙場所設置可)」となっているのに対して、都の条例は「敷地内禁煙(屋外に喫煙場所設置不可)」とする上乘せ規制を設けている(もともと、上乘せ部分に罰則はなく、努力義務を上乘せする)。

また、国の法律が、前述の通り既存飲食店について大幅な例外を設けているのに対して、都の条例はそうした店舗についても従業員を使用していれば、「原則屋内禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可)」とする横出し規制を設けている。規制対象となる飲食店の割合の比較については、図2を参照。

国の法律によって既存飲食店で「原則屋内禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可)」となるのは、資本金

5,000万円超(大企業)または客席面積100m<sup>2</sup>超の店舗であり、2~3割と推察される。他方、資本金5,000万円以下で客席面積100m<sup>2</sup>以下(経営規模の小さい店舗)として経過措置の対象となるのは7~8割と推察される。これでは、規制の原則と例外が逆転している。なお、国は、既に受動喫煙対策を実施している店舗を推計において差し引くことで、経過措置の対象は55%という数値を発表しているが、それでも規制の例外措置の方が半数を上回っている<sup>36)</sup>。

他方、東京都の条例では、従業員(なお、労働安全衛生法と同様に、同居の親族や家事使用人は除く)を使用しているか否かが基準であり、「原則屋内禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可)」の規制対象は83.7%、例外は16.3%と推計されている。都の条例は、国の法制定の過程で骨抜きとされてしまった既存飲食店への規制を補うものである。

### 4) 都条例に対する世論の好評価

都の条例は、世論からも多数の賛意を得ている。

東京都が2018年6月8~12日に行った東京都在住生活者調査では、「Q19:東京都のすすめる『東京都受動喫煙防止条例』について、あなたの考えを伺います。」との設問に対して、「良い施策である」42.4%、「どちらかといえば良い施策である」31.9%、両者の合計で74.3%の人が良い施策として評価している<sup>37)</sup>。

JX通信社が5月19~20日に行った電話による世論調査の結果では、東京都独自の受動喫煙防止条例

## 健康増進法改正案との比較②

施設の類型	法改正案	都条例案
小学校、中学校、高等学校 保育所、幼稚園 大学 医療機関 児童福祉施設 行政機関 バス、タクシー、航空機	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可)
上記以外の多数の者が利用する施設 (例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業 (資本金5千万円以下)は規制対象外	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。

※ 喫煙を主目的とする施設については、別の類型を設ける。  
 ※ 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、喫煙禁止場所としない。

図1 東京都受動喫煙防止条例と健康増進法の対象施設の比較

東京都 知事記者会見 2018年6月8日

[http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2018/06/documents/300608\\_02.pdf](http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2018/06/documents/300608_02.pdf)

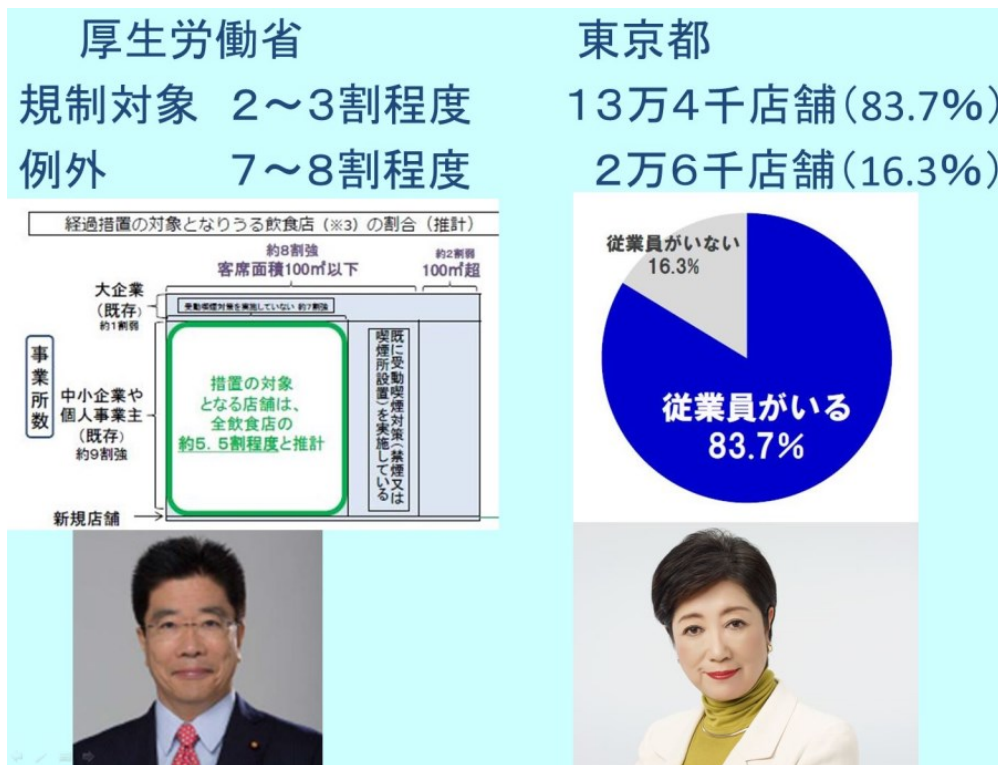


図2 法律と都条例の規制対象となる飲食店の割合比較

後掲注26及び後掲注33をもとに筆者が作成。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2018/04/20.html>

案について75.8%が賛成、さらには喫煙者も4割近くが賛成したとのことであった<sup>38)</sup>。

条例制定後の7月28～29日に朝日新聞社が行った電話による世論調査によれば、国の法律より厳しい都の受動喫煙防止条例成立について77%が「よかった」と答え、「よくなかった」と答えた人は20%だった<sup>39)</sup>。

### 5) 条例と法律の比較 法律の方が厳しい点

都条例よりも、法律の方が厳しい点としては、主に次の2点である。

- ① 法律施行後の新規の飲食店への規制は、国の方が厳しい。都条例では例外とされた、従業員を使用しない店舗であっても、新規店は国の法律では一律に規制対象となり、「原則屋内禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可)」となる。
- ② 加熱式タバコについて、都条例では罰則が適用されないが、国の法律では違反すると罰則がある。

東京都内では、都条例と国の法律の両方を守る必要があるため、厳しい方の規制を遵守すべきことになる。

### 6) 加熱式タバコ

加熱式タバコの有害性については、日本禁煙学会も繰り返し指摘し、提言している<sup>40)</sup>。

もともと、厚生省は、「加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。」として、健康増進法では、「喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可」という位置づけとした<sup>41)</sup>。図3参照。東京都も基本的にこれと同様の考え方を採っている。

なお、日本共産党東京都議団は、2018年(平成30年)6月25日の都議会厚生委員会において条例修正案を提出した。「加熱式たばこについては、健康被害が確認できるまでは規制を緩和するという立場ではなく、安全が確認できるまでは規制を緩和しないという立場に立つべきだと考えます。ニコチンを初めとした有害物質を出していることは科学的に明らかであり、規制を緩和するべきではありません。そのため、加熱式たばこについての例外である、飲食の

できる専用喫煙室の設置の容認、罰則の不適用をなくします。」と主張した。

これに対して、筆者は、都民ファーストの会東京都議団を代表して、「その趣旨には賛成するものですが、知事提案条例が国の法案との整合性を十分に検討し、実務上の混乱をできる限り防止すべく、上乗せあるいは横出しを行う点を限定しており、国の法案からの変更点は慎重かつ抑制的なものであることを踏まえて、知事提案の条例案を支持します。共産党修正案については、条例見直しの際に検討されるべき内容と考えます。」と意見を述べた<sup>42)</sup>。結局、共産党修正案は否決となり<sup>43)</sup>、知事提案の原案が可決、成立した。

法改正・条例制定の結果、今後は加熱式タバコが一層普及してしまうことが懸念される。現在の喫煙店が、禁煙化への選択ではなく、飲食可能な加熱式タバコ喫煙席へと流れて行ってしまう懸念がある。また、パチンコ店や麻雀店などは、改正健康増進法上、既存飲食店のような経過措置がなく、面積や資本金にかかわらず一律に原則屋内禁煙が義務付けられており、既存飲食店よりも厳しい規制ではあるが、利用客の喫煙率の高いパチンコ店や麻雀店などは、禁煙化ではなく、加熱式タバコ喫煙席へと舵を切っ

てしまう可能性がある。

筆者としては、受動喫煙防止の目的・枠組みで、加熱式タバコに関する法規制を議論するのは現状は法律論として限界があり、むしろ本質論としては、ニコチンの依存性及び能動喫煙の有害性、禁煙意欲を阻害し得る商品であること等の観点から抜本的な規制を行うべきであり、また、大幅な課税政策を行って、その使用・消費を減少させるのが、本筋であろうと考える。

### 7) 他の自治体への波及

都の条例は、国の法制定の過程で骨抜きとされてしまった既存飲食店について規制を補うものであり、今後、東京都以外の道府県においても、法律に上乗せ・横出しする条例が制定されることを期待したい<sup>44)</sup>。

千葉市で、国のような面積基準ではなく、東京都の条例と同様に従業員の有無を基準にした「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」が2018年9月19日に全会一致で可決、成立した<sup>45)</sup>。東京都と異なる点として、「キャバレーやナイトクラブなど風俗営業法の接待飲食等営業や特定遊興飲食店営業に該当する施設は、経過措置として当面努力義務」<sup>46)</sup>とする点に特

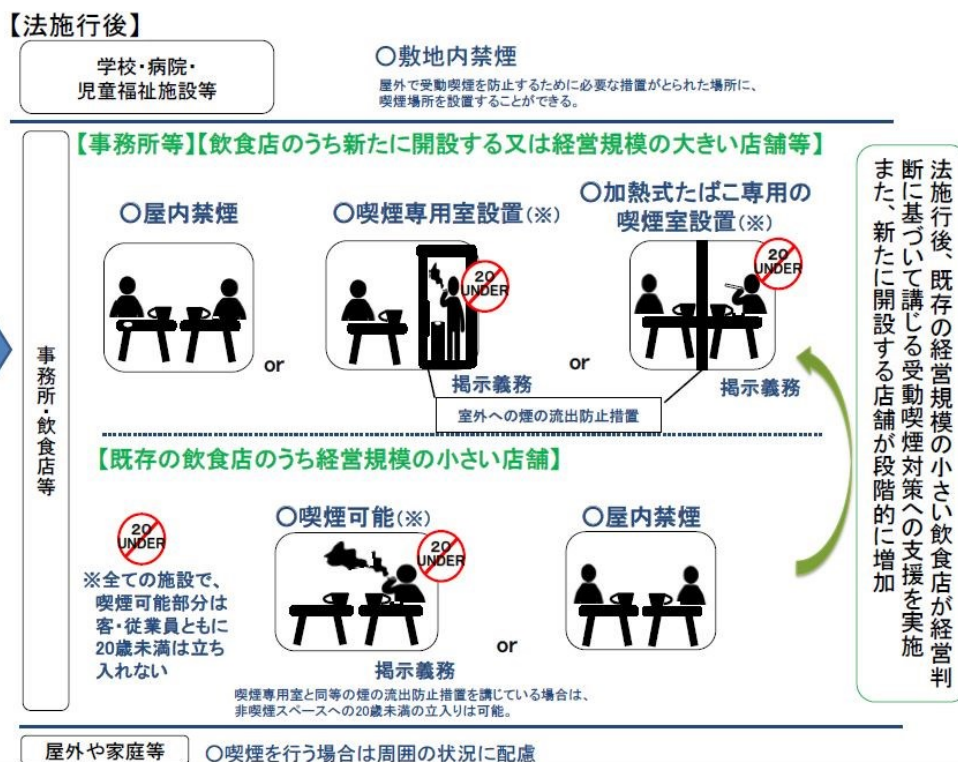


図3 厚労省 受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか  
後掲注26の内

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000341377.pdf>

## 施行時期について①

条例の施行については、段階的に実施していきます。

施行時期	施行内容
公布の日から6ヶ月以内に規則で定める日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例制定の目的【第一条】</li> <li>○都、都民、保護者の責務【第三条、第四条、第五条】</li> <li>○関係者の協力【第六条】</li> <li>○喫煙をする際の配慮義務等【第七条】</li> <li>○「たばこ」「喫煙」「受動喫煙」の定義【第二条】</li> <li>○法が施行された場合は法を適用する規定【附則第七条】</li> </ul>
平成31年9月1日までに規則で定める日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定施設（第一種施設）の定義【第二条】</li> <li>○特定屋外喫煙場所、喫煙関連研究場所の定義【第二条】</li> <li>○学校等における特定屋外喫煙場所設置不可（努力義務）【第九条】</li> <li>○第一種施設における敷地内禁煙の規定（罰則含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙禁止場所での喫煙禁止、喫煙者への退出命令【第八条】</li> <li>・施設管理者への指導、助言【第十条】</li> <li>・施設管理者への勧告、命令等【第十一条】</li> <li>・施設への立入検査【第十七条】</li> <li>・罰則【第二十条、第二十一条、第二十二条】</li> </ul> </li> <li>※ただし、指定たばこについては罰則は適用しない【附則第六条】</li> <li>○住居や客室等の適用除外【第十九条】</li> <li>○飲食店における喫煙場所の有無が分かる標識の掲示義務（努力義務）【第九条】</li> </ul>
平成32年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他全ての規定を全面施行</li> <li>※ただし、指定たばこについては罰則は適用しない【附則第六条】</li> <li>○飲食店において、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、標識を掲示しなければならない【第十二条、第十四条、附則第三条、附則第四条】（罰則適用あり）</li> <li>※店内が屋内全面禁煙であっても、禁煙標識の掲示が必要であるが、努力義務となる。（罰則適用なし）</li> </ul>

## 施行時期について②

### 2.2 施行時期【附則第一条】

- 都や都民等の責務等については、公布の日から6ヶ月以内に、また、学校等での取組や店頭表示ステッカーの義務化等については、2019年ラグビーワールドカップの前までに段階的に施行し、2020年オリンピック・パラリンピック開催前には、罰則適用も含め、全面的に施行する。

## 条例の施行スケジュール

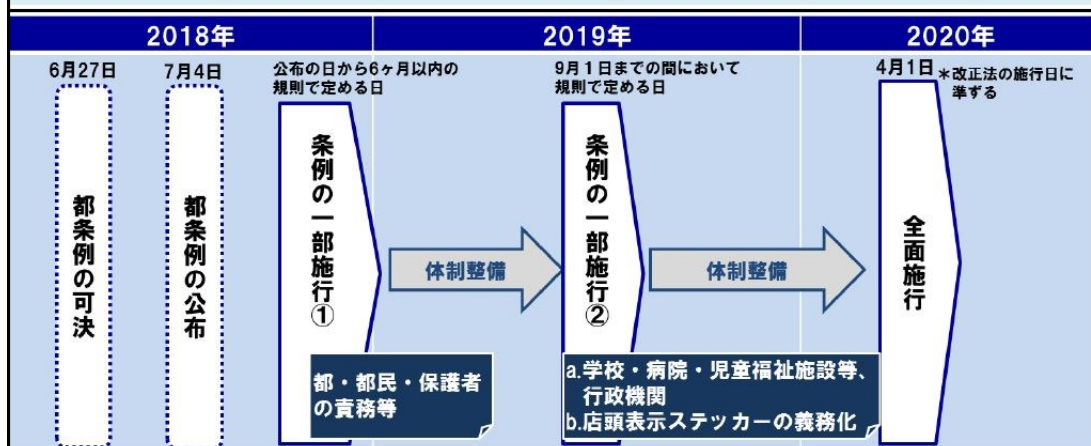


図4 施行時期

東京都福祉保健局 2018年(平成30年)7月20日公表

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/file/300719\\_joureisetimei.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/file/300719_joureisetimei.pdf)

徴がある。

## 5. 助成金・補助金のあり方

### 1) 事業者への分煙助成金・分煙補助金

これまで厚労省は「受動喫煙防止対策助成金制度」<sup>47)</sup>を、東京都産業労働局は「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金」<sup>48)</sup>を設けて、事業者に助成金・補助金を出してきた。

厚労省は助成率2分の1(飲食店は3分の2)で助成上限額100万円、東京都は補助率5分の4で補助限度額300万円であった。

いずれの制度も、「隔離された喫煙室」でなくとも、「換気措置」や「エリア分煙」にも、助成金・補助金を出してきた。受動喫煙防止の徹底とは程遠いものに公費を投入してきた、とんでもない制度であったといえよう。今般の法改正及び条例制定により、制度変更せざるを得ない代物であるが、その変更内容はいまだ固まっておらず、今後攻防が予想される。

筆者は、建物内の喫煙所は、FCTC第8条ガイドラインに反し、あくまで例外的な措置であって、公的に推奨して公費を投じるべき性質のものではなく、店舗等が自費(その原資は喫煙者が負担)で設置することを許容するにとどめ、都の分煙環境整備補助金は廃止すべきことを主張してきた<sup>49)</sup>。

しかし、都議会公明党は、「飲食施設の分煙環境の整備に対する補助事業の対象を条例に適合する喫煙専用ルームの設置などにも広げ、あわせて補助の割合も大幅にアップすべきです。」と主張<sup>50)</sup>し、小池都知事から「中小飲食店への補助率を五分の四から十分の九に引き上げる」との答弁を引き出した。また、都議会立憲民主党・民主クラブも「条例を契機として都の支援策を抜本的に強化すべき」と主張した。

今後、厚労省が、法的に認められる喫煙室の技術的基準を施行規則において策定し、また、助成金制度についても見直しが見られる。それらを踏まえて、東京都の補助金の制度についても議論が必要となる。

筆者は、分煙のための補助よりも、むしろ禁煙化のために喫煙室撤去や壁紙変更や改装等をする場合にこそ補助金を出して、屋内禁煙化を後押しすべきであると考え<sup>51)</sup>。この点、千葉市は、既存小規模飲食店が喫煙室の撤去等に要する経費を9割助成(上限10万円)する新制度を2019年(平成31年)1月頃

から実施予定<sup>52)</sup>としている。また、鳥取県も禁煙化支援として、「壁紙の改装、カーテンの交換、喫煙室の撤去等」に補助率2/3、補助上限10万円の助成を行うとしている<sup>53)</sup>。これらは、先進的な取り組みとして注目に値する。

### 2) 区市町村が設置する公衆喫煙所

上記1)は、事業者が経営する施設内の喫煙室に関する議論であるが、他方、路上喫煙を防止するために屋外に喫煙所を公費で設置することは、現状としてはやむを得ないと筆者は考えている。その場合も、喫煙を助長するためではなく<sup>54)</sup>、屋内外の受動喫煙やポイ捨ての被害を最小化するための喫煙所設置に限って、次善の策として必要性が認められ得ると考える<sup>55)</sup>。

国は、「自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う」としている<sup>56)</sup>。

東京都福祉保健局は、区市町村が実施する屋内外の公衆用の喫煙所の整備事業について、設置・改修・移設の経費に、1箇所1,000万円、補助率100%の補助金を出す(2018年/平成30年9月27日付け要綱)。もっとも、東京都が屋内公衆喫煙所にも補助金を出すとしている点は特に、FCTC第8条ガイドラインの趣旨及び今後厚労省が策定する屋内喫煙室の技術的基準に照らして、個別具体的に慎重な検討が必要であろう。

### 3) 禁煙外来治療費への公費助成

東京都内では、中央区・品川区・北区・荒川区・練馬区・港区・豊島区といった7つの区が、禁煙を希望する喫煙者に対し、禁煙外来治療費の一部を補助・助成している<sup>57)</sup>。1人あたりの上限を1万円としている区が比較的多いが、豊島区は対象要件を妊婦や子どもと同居している場合等に限定しつつ助成額を2万円としている。禁煙外来の自己負担額は2万円程度であり、豊島区の制度では自己負担がほぼなくなる。

東京都は、将来的な喫煙率を下げ、都民の健康増進を図る目的で、区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組を支援し、半額を補助する(区市町村包括補助事業 2018年/平成30年9月4日改正)。今後、こうした助成事業がさらに他の区市にも広がることに期待する。



他県では、千葉市や吹田市(大阪府)において、禁煙外来治療費への公費助成が行われている<sup>58)</sup>。

喫煙率を下げることは、受動喫煙を根本的になくすことにつながるし、また、がん対策として喫煙率を12%に下げることが国においても東京都においても目標とされている<sup>59)</sup>。

喫煙所に補助金を出すことは過渡的な施策、禁煙を推進することは抜本的かつ根本的に重要な施策と考えるべきである。

## 6. 子どもを受動喫煙から守る条例

### 1) 条例の概略

時系列を遡るが2017年10月5日、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」<sup>60)</sup>が可決、成立した。知事提案ではなく、議員提案で上程したもので、筆者がその中心的な役割を担った<sup>61)</sup>。最終的に都議会自民党(127議席中22名)のみが反対し、それ以外の会派は全て賛成し、条例が可決・成立した。賛成105議員・反対22議員であった。

「都民は、……いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。」(第3条1項)との包括条項に加え、家庭内(第6条)、家庭外の施設(飲食店等)・喫煙室(第7条)、自動車内(第8条)、公園(第9条)、学校・保育所周辺の路上(第10条)、小児医療施設周辺の路上(第11条)における子どもの受動喫煙防止等を定めている。

全国初となる、子どもに特化した、また家庭内をも対象とした受動喫煙防止条例であったこと、また首長提案ではなく議員提案で行ったことから、テレビ<sup>62)</sup>や新聞<sup>63)</sup>にも多数取り上げられた。条例制定の過程が多くのメディアに取り上げられたこと自体も、人々への啓発に資するものであった。

### 2) 家庭内・自動車内

この条例は、児童虐待防止法を意識して策定されている。子どもの受動喫煙は、現行法の児童虐待防止法第2条の「児童虐待」の定義(例えば1号「身体的虐待」は「外傷」を要件とする。)に該当している訳ではないが、受動喫煙による乳幼児突然死症候群(SIDS)や喘息等の悪影響からすれば、子どもの受動喫煙は「児童虐待」との共通性があると考えられるべきである<sup>64, 65)</sup>。

### 3) 屋外

この条例は、通学路や公園や医療施設周辺等の屋外の受動喫煙防止にも活用が期待される。実際、東京都が管理する都立公園等では、灰皿の撤去・移動や喫煙者への周知・啓発が進められているし、都内の区市町村が管理する公園や路上でも、受動喫煙防止が進むと期待される。

たとえば、千代田区では、都の条例の施行日と同じ2018年(平成30年)4月1日から、子どもの利用が多い17公園を区的生活環境条例上の「路上禁煙地区」に指定し(千代田区生活環境条例21条に基づき、区長が告示して指定・変更できる)、公園の灰皿・屋外喫煙所を撤去し、さらに5月1日から罰則(過料2,000円)の適用を行っている。豊島区では、85カ所の区立公園の内22カ所が全面禁煙となっていたが、新たに2018年(平成30年)10月1日から56の公園を全面禁煙化し、喫煙者の多い繁華街の7公園については2年間で段階的に禁煙化していくということである。公園のほか、児童遊園、区民の森、日本庭園などを含めると計165施設のうち158カ所が全面禁煙となる。渋谷区においても、2018年(平成30年)4月1日から、区立公園(もともと2014年/平成26年4月1日から全123カ所の公園が全面禁煙又は分煙公園とされていた。)に「禁煙」のぼり旗を設置した。

### 4) 行政への影響

条例という法形式で制定することによって、執行機関の首長(執行機関)や職員担当者(補助機関)が誰であっても、交代しても継続的(永続的)に、また、議会構成が変わっても条例が廃止されない限り継続的(永続的)に、条例の誠実な執行が義務付けられる<sup>66)</sup>。

また、予算の調製は首長の権限であるが(地方自治法149条2号)、首長には、条例に基づく事務の誠実な執行として、必要に応じて当該予算を盛り込んだ予算案を作成すべきことが期待される。

東京都は、従前、未成年者の喫煙防止には予算措置を講じてきたが、子どもの受動喫煙防止には特に予算を設けていなかった。この条例施行に際して、東京都福祉保健局は、幼稚園・小中高校3,600カ所、保育所4,000カ所、医療機関1万4,600カ所、飲食店関係団と連携して、子どもの受動喫煙防止の周知・啓発に努め、予算を投じた。また、ニコチンの依存性に関する教育も一層充実させていくとのこ

とである<sup>67)</sup>。

## 5) 他市への波及

この条例は、広島県福山市にも波及し、「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」<sup>68)</sup>が議員提案で上程され、2018年3月22日に市議会全会一致で可決・成立し、4月1日から施行された<sup>69)</sup>。

また、報道によれば、大阪府議会においても、子どもや妊婦を受動喫煙から守る条例案が、議員提案で上程される予定があるとのことである。

さらに、兵庫県の受動喫煙防止条例の見直しを議論している検討委員会では、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を踏まえて、自家用車、喫煙できるレストランへの同伴、自宅・家庭内における子どもの受動喫煙防止について検討が行われている。都の条例では、いずれも「努力義務」にとどまっているが、兵庫県の検討委員会<sup>70)</sup>では、自家用車については「罰則」を設けるべきとの意見に加え、家庭内には罰則までは設けないが、努力義務にとどまらず全面的に「義務化」すべきとの意見が複数の委員から出ている。「子どもの受動喫煙は、児童虐待であると見なしてよい」との意見も委員から発言があった。

## 6) 国の健康増進法改正への影響

前述の改正健康増進法には、次の条項が加わっている。この条項は、1年前の厚労省案には、見られなかったものである。なお、罰則は無い。

(喫煙をする際の配慮義務等)

### 第25条の3

何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。[公布後六月以内の施行。法律の全面施行時には第27条に繰り下がる。]

法律案概要では、「屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。」と説明されている<sup>71)</sup>。この1年の間に厚労省の法案に「屋外や家庭等」に関するこの条項が追加されたのは、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」制定が影響した可能性も考えられる。

もともと筆者は、国の法改正において、子どもの生活空間における受動喫煙防止法制の議論が脱漏

している状況を憂慮し<sup>72)</sup>、地方自治体でこの条例を制定する活動を行った。そうしたところ、国の法改正が1年延びた間に新たに策定し直された法案では、屋外や家庭等の子どもの生活空間を包含し、また対象を子どもや妊婦に限定しない、より広汎に及ぶ「配慮義務」規定が全国に導入された。この条項は、筆者にとって、想定を超える望外の喜びである。筆者が策定・実現した条例が影響しているとするれば、一層の喜びである。地方自治体の条例制定をてこに、国の法案に影響を与えた可能性があると考えられる。

この法律により、東京都に限らず全国において、また、子どもや妊婦に限らず誰でも、屋外や家庭等における望まない受動喫煙から守られるべきとの法的根拠が得られたといえる。

## 7) 今後の展望

行政も、医療関係者も、一般市民も、健康増進法の上記「配慮義務」の条項をぜひ活用して、屋外や家庭等における受動喫煙防止を推進して頂きたい。啓発や教育の場面においても、また、民事の交渉・調停・訴訟においても、活用が期待できる条項である。

特に、近年問題となっている集合住宅のベランダ喫煙・換気扇下喫煙や住宅近接地の隣家喫煙などを含む近隣住宅受動喫煙トラブル<sup>73)</sup>、コンビニ灰皿撤去訴訟など<sup>74)</sup>にも活用が期待できる。

上記健康増進法の「配慮義務」が成立したことにより、子どもの受動喫煙防止条例を今後新たに制定する意義は相対的に低下したものの、受動喫煙は「児童虐待」との共通性があるという注意喚起・啓発、人々の意識や慣行の変革を図るとともに、行政による誠実な執行と予算調製を推進する上では、子どもの受動喫煙防止条例を制定する意義はなお存する。

また、東京都及び福山市の条例が法律を越えている特色として、残留タバコ臭、いわゆる三次喫煙・サードハンドスモークも受動喫煙の定義に明示的に含んでいる<sup>75)</sup>。

さらには、自動車内の子どもの受動喫煙を罰則をもって禁止する条例の出現にも期待したい<sup>76)</sup>。

ぜひ健康増進法の「配慮義務」条項の活用とともに、さらに法律に上乘せする子どもの受動喫煙防止条例を、引き続き各地の地方自治体で検討し、制定に向けて取り組んで頂くよう期待したい。

そのためには、医療関係者及び市民の活動、政治・行政への働きかけが重要である。

## 7. まとめ

東京都受動喫煙防止条例の制定、健康増進法の改正、子どもを受動喫煙から守る条例の制定があったことは、我が国の受動喫煙対策において、極めて重要な歴史的一歩といえる。

罰則を含めた全面施行(2020年4月1日)に向けて(図4)、条例の実効性をより高めるよう、また条例が周知徹底されるよう、引き続き医療関係者及び市民の活動が重要である。

図および脚注の全てのURLの最終アクセス日:2018年11月17日

- 1) 「東京都受動喫煙防止条例」の条文  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/file/judokistuenboshijorei.pdf>
- 2) 「健康増進法」の新旧対照条文  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-14.pdf>  
「健康増進法」の改正法の条文  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-13.pdf>
- 3) 「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」の条文  
<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/jourei.pdf>
- 4) 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の条文  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/kodomojourei/291013\\_tokyotokoho.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/kodomojourei/291013_tokyotokoho.pdf)
- 5) 「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」の条文  
[http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/life/114882\\_324653\\_misc.pdf](http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/life/114882_324653_misc.pdf)
- 6) 厚労省 平成28年(2016年)10月 受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140821.html>  
なお、時系列の一覧として、子どもに無煙環境を推進協議会のサイト  
<https://notobacco.jp/pslaw/>
- 7) 厚労省 平成29年(2017年)3月1日 受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html>
- 8) 厚労省 平成28年(2016年)9月2日「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」について  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000135586.html>  
国立がん研究センター リーフレット  
[http://ganjoho.jp/data/reg\\_stat/cancer\\_control/report/tabacoo\\_report/tabacoo\\_leaflet.pdf](http://ganjoho.jp/data/reg_stat/cancer_control/report/tabacoo_report/tabacoo_leaflet.pdf)
- 9) 厚労省 後掲注26中の「健康増進法の一部を改正

- する法律 参考資料」平成30年(2018年)3月9日掲載・4月24日更新  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf>
- 10) 日本学術会議 平成20年(2008年)3月4日 「要望 脱タバコ社会の実現に向けて」  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t51-4.pdf>
  - 11) 外務省ホームページ  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_17.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html)
  - 12) WHO FCTCのホームページ  
<http://www.who.int/fctc/guidelines/en/>  
厚労省 たばこ規制枠組条約第2回締約国会議の概要  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/jouyaku/071107-1.html>  
厚労省ほか WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン 仮訳  
[https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8\\_guideline.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8_guideline.pdf)  
日本禁煙学会の解説及び訳文  
<http://www.nosmoke55.jp/data/0707cop2.html>
  - 13) 前掲注6「たたき台」1頁3項、並びに、前掲注7「基本的な考え方の案」1頁冒頭、及び、前掲注7「受動喫煙防止対策徹底の必要性」1頁3段目。その元となるデータは、厚労省「国民健康・栄養調査」。最新版は平成29年結果の概要29頁  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf>  
なお、東京都の状況については東京福祉保健局「東京都民の健康・栄養状況」平成27年報告書25頁  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko\\_zukuri/ei\\_syo/tomineiyous.files/H27houkoukusho1.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_zukuri/ei_syo/tomineiyous.files/H27houkoukusho1.pdf)
  - 14) 厚労省前掲注7「受動喫煙防止対策徹底の必要性」2頁末
  - 15) 日本禁煙学会2012年2月23日 オリンピックと禁煙  
<http://www.nosmoke55.jp/action/olympic.html>
  - 16) 日本禁煙学会 ACTION  
2010年3月26日  
<http://www.nosmoke55.jp/action/1003judoukittenbousihou.html>  
6月11日  
<http://www.nosmoke55.jp/action/1006ban.html>  
9月30日  
[http://www.nosmoke55.jp/action/1009ban\\_seigan.html](http://www.nosmoke55.jp/action/1009ban_seigan.html)
  - 17) 厚労省 公聴会議事録  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000\\_xlk7.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000_xlk7.html)
  - 18) 参議院議員・松沢成文 2013年6月25日 みんな

- なの党・受動喫煙防止法案提出記者会見  
<https://www.youtube.com/watch?v=GLfIkWROgo>
- 19) 弁護士岡本光樹 弁護士ドットコムNEWS 受動喫煙防止法案を弁護士が批判する理由  
[https://www.bengo4.com/other/1146/1288/n\\_1325/](https://www.bengo4.com/other/1146/1288/n_1325/)  
 大和浩 厚生労働科学研究費補助金 分担研究報告書 平成25(2013)年度  
<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201315049A>
- 20) 前掲注7
- 21) 弁護士岡本光樹 2017年3月12日 弁護士ドットコムNEWS 飲食店や職場内「原則禁煙」とする厚労省案公表…自民たばこ議連案と比較して検証  
[https://www.bengo4.com/internet/n\\_5832/](https://www.bengo4.com/internet/n_5832/)  
 弁護士岡本光樹 同年4月27日 朝日新聞WEBRONZA 「職場で他人のタバコに悩まされるのは、労働者の人権侵害だ」  
<http://webronza.asahi.com/national/articles/2017042500001.html>
- 22) 筆者は、これらの記事の中で、厚労省案を擁護し自民党たばこ議連案を批判しつつも、飲食店の店舗面積で例外を区切る厚労省案とは異なり、労働者の有無で線引きすべきという自説についても開陳した。「労働者を使用しない経営者だけ、いわゆる一人経営者の店を例外とするといった案が合理的だと考えます。」  
 この自説が1年数か月後に東京都知事に採用され、東京都の条例として実現することになるうとは、その時点では全く想像すらしていなかった。  
 また、東京都医師会・尾崎治夫会長も、同年3月3日の記者会見で、屋内全面禁煙が最も望ましいとしつつ、妥協案として、従業員がいない1人経営者に限れば、除外を容認する考えを示していた。  
<https://www.cbnews.jp/news/entry/20170303190400>
- 23) 野上浩志「タバコ業界からの政治献金が受動喫煙防止の立法を妨げている」『日本禁煙学会誌』、2017年(平成29年)4月25日<巻頭言>  
[http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/gakkaisi\\_170425\\_34.pdf](http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/gakkaisi_170425_34.pdf)
- 24) 永江一石のITマーケティング日記「自民たばこ議連3/7臨時総会がどんな痴呆議論で盛り上がったか、みなさん読んでみます?」  
<https://www.landerblue.co.jp/blog/?p=31714>
- 25) 日本禁煙学会「提案・要望・声明」一覧  
[http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=7](http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=7)  
 具体的には、  
 ・受動喫煙対策に関する JT の最近の主張に対する反論 (2016年8月8日)  
 ・厚生労働省の「受動喫煙防止対策たたき台」に対する見解 (2016年10月18日)  
 ・健康増進法改正案の改悪についての日本禁煙学会緊急声明 (2017年2月9日)  
 ・面積で分けてはいけない理由 (2017年4月28日)  
 ・屋内全面禁煙(厚生労働省原案)を要望します (2017年5月24日)  
 ・次期国会で屋内禁煙に関する健康増進法改正にあたって、塩崎恭久厚生労働大臣の意向を最大限尊重した閣議決定と、改正案の国会上程をお願いいたします (2017年7月17日)  
 ・臨時国会で、受動喫煙防止法案を骨抜きにさせない為に、塩崎恭久厚生労働大臣の留任を望みます (2017年8月1日) ほか
- 26) 厚労省 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)概要  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
- 27) なお、衆議院厚生労働委員会の附帯決議(平成30年6月15日)及び参議院厚生労働委員会の附帯決議(同年7月12日)が付されている。  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Kanren/kourouFC70F8955C0E9EBD492582A6001EBABE.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Kanren/kourouFC70F8955C0E9EBD492582A6001EBABE.htm)  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/futai\\_ind.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/futai_ind.html)
- 28) 神奈川県受動喫煙防止条例制定時の神奈川県知事で、現在参議院議員の松沢成文議員は、参議院厚生労働委員会において次のように述べている。「神奈川県は百平米以下の飲食店を対象から外して努力義務にしてきたことを大失敗だというふうに思っています。やっぱり面積規制というのは不平等を生みますし、一番望ましいのは全部禁煙にすることなんです。百平米というのは余りにも広過ぎる。」「神奈川県条例の飲食店における面積要件を客席面積百平米以下にしたことに、実は明確な科学的な根拠があったわけではありません。当時、世界各国の事例を調査する中で、スペインが百平米以下としていたものを調査して参考にしたというものでございます。しかし、多くの飲食店が喫煙を許してしまい、余り実効性が上がらなかったということは反省材料である」(2018年7月5日) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0062/main.html>、  
 「今回の政府案というのは、何と飲食店の半分以上が例外措置になってしまうという、言い方は失礼ですが、ざる法だというふうに思っております。」「私は、神奈川県で条例を作ったときに、百平米という面積の基準で、それより小さなお店は努力義務ということにせざるを得なかったんですね。というのは、そうしないと議会が通らなかったという非常に難しい政治状況でした。……約七〇%近い神奈川県の飲食店は結局受動喫煙の防止が徹底できなかったわけです。ですから、そういう意味において実効性が保たれなかった、大失敗であったというふうに私は申し上げました。……私は、この失敗

を二度と繰り返してはいけないということで、(発議・提出した対案の内容を説明)」(2018年7月10日) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0062/19607100062027a.html>

また、与党自民党の自見英子参議院議員から、参議院厚生労働委員会において次のような批判的意見も述べられた。「今回の法案は、一步前進ではなく〇・一步前進であるというふうに私は認識をしております。……今回の法律案は、いわゆるゴールにたどり着いたと言うには程遠い内容だということは政府としても十分に確認しているというふうに私も認識いたしました……大変残念ながら科学的な正しい理解の認識が共有できなかった、又は科学的な正しい理解を政策に反映するための力が医療界や患者団体からの支援も受けて国政に送っていただいている我々に足りなかったがためにこのような形での法案提出になったんだということで、大変じくじたる思いでございます。……粒子の小ささ、それから副流煙の害の強さ、そして残留受動喫煙の三つの認識のずれ、こういったものを正したその上で対策をするのであれば、基本的には分煙というものを同じ敷地内で厳密に行うことはかなり困難であるということも分かるかと思えます。FCTC条約はここに根拠があるというふうに思っております。よって、敷地内全面禁煙で、かつ喫煙所の設置なしというのがやはり望まない受動喫煙を減らすそのゴールになろうかというふうに思っております」(2018年7月5日) 上記URL

- 29) 日本禁煙学会2018年6月21日 穴見陽一議員宛抗議文  
<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/20180621ANAMI.pdf>
- 30) 都民ファーストの会 政策パンフレット2017  
<https://dashboard.tomin1st.jp/wp-content/themes/tomin1st/seisaku.pdf>
- 31) 2017年6月3日 国分寺駅南口街頭演説
- 32) 詳しくは、岡本光樹 2017年11月号 禁煙ジャーナル(一般社団法人タバコ問題情報センター代表理事 渡辺 文学)
- 33) 東京都知事記者会見 平成30年(2018年)4月20日  
[http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2018/04/documents/180420\\_01.pdf](http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2018/04/documents/180420_01.pdf)
- 34) 東京都福祉保健局「東京都受動喫煙防止条例」  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata\\_public.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html)
- 35) 都議会だより 平成30年(2018年)7月28日発行  
<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/newsletter/pdf/328.pdf>
- 36) 前掲注26
- 37) 東京都福祉保健局 2018.06.22  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/file/0020180622.pdf>
- 38) 米重克洋 YAHOO! ニュース  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yoneshigekatsuhiro/20180525-00085629/>
- 39) 2018年7月31日 朝日新聞
- 40) 前掲注25の日本禁煙学会「提案・要望・声明」から  
[http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=7](http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=7)
  - いわゆる「新しいタバコ」に対する日本禁煙学会の見解(2016年4月11日)
  - 加熱式電子タバコの危険性(2017年7月4日)
  - 「加熱式電子タバコ」は、普通のタバコと同様に危険です。受動喫煙で危害を与えることも同様で、認めるわけにはいきません(2017年7月21日)
- 41) 前掲注26
- 42) 都議会厚生員会速記録 平成30年(2018年)6月25日  
<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/welfare/2018-10.html>
- 43) 同日の同委員会では、都議会自民党も条例修正案を提出した。知事提案の条例は、労働者がいない飲食店を特例として原則屋内禁煙の規制の例外とする。自民党修正案は、これに加えて、全ての従業員が同意している場合をも特例として例外とするというもので、例外対象を拡大する内容であった。労働者の同意を要件として例外を設けることについては、筆者も腹案として想定していた。筆者は「労働者の意向を適切に反映できるような許認可制」(平成29年/2017年12月8日 都議会本会議一般質問・後掲注49)を検討していた。すなわち、許認可制という厳格な手続要件の下で、限定的に例外を認める案を検討していた。他方、都議会自民党は、質疑において、「経営者等から圧力がかって、必ずしも本意ではないんだけど同意書を書いた」場合を想定した筆者の質問に対し、「現場においては、そういった問題はない」等と答弁し、また、労働者が一旦同意したら契約内容となる旨答弁し、同意の撤回は容易にできない仕組みを考えていたようであり、都議会自民党案は、基本的に労働者保護よりも「事業主の自主性」に重きをおいた内容であった。自民党修正案も否決となった。
- 44) 日本禁煙学会 2018年5月18日付け道府県知事・政令市長等宛て「東京都・受動喫煙防止条例と趣旨の条例制定を進めてください」  
<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/2018518c.pdf>  
日本禁煙学会 2018年7月5日付け「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例の見直し検討に当たっての意見陳述書」  
<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/Hyogoken201875.pdf>
- 45) 千葉市 受動喫煙対策  
<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/>

- kikaku/judoukituen.html
- 46) 千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的考え方(案)について  
[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/judoukituenjourei\\_kihontekikangaekata.pdf](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/judoukituenjourei_kihontekikangaekata.pdf)  
 上記のパブリックコメント手続実施シート  
[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/public\\_comment.html](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/public_comment.html)
- 47) 厚労省労働基準局安全衛生部環境改善室  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>
- 48) 東京都産業労働局  
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/syukuhaku/>
- 49) 岡本こうき 平成29年(2017年)12月8日 東京都議会本会議一般質問  
<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/proceedings/2017-4/03.html#11>  
 岡本光樹 アゴラ掲載 受動喫煙防止条例案のポイントを都ファ都議が解説  
<http://agora-web.jp/archives/2032297.html>
- 50) 平成30年(2018年)6月19日 東京都議会本会議代表質問  
<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/proceedings/2018-2/02.html#03>
- 51) 都議会厚生員会速記録 平成30年(2018年)6月21日 参考人 東京都医師会会長・尾崎治夫 質疑も同様の意見  
<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/welfare/2018-08.html>
- 52) 千葉市保健福祉局健康部健康企画課 「屋内禁煙化に対する助成」  
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/30jigyousyasien.html>  
 平成30年度9月補正予算の概要  
<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zaisei/zaisei/documents/3009hoseigaiyou.pdf>  
 なお、2018年9月4日 日経新聞にて報道
- 53) 鳥取県平成30年度9月補正予算 健康政策課 受動喫煙防止対策推進事業「施設の禁煙化支援」  
[http://db.pref.tottori.jp/yosan/30Yosan\\_Koukai.nsf/55083148a0850f7d492578e60018079f/4938db0a021cc98f492582fe002c6830?OpenDocument](http://db.pref.tottori.jp/yosan/30Yosan_Koukai.nsf/55083148a0850f7d492578e60018079f/4938db0a021cc98f492582fe002c6830?OpenDocument)
- 54) 「喫煙権」の請求権的側面(行政に対して喫煙助長のための作為を求めること)はないというべきである。  
 岡本光樹 後掲注61 平成29年度 分担研究報告書(2018年7月公開)118頁
- 55) 千葉市においても、類似の考え方が示されている。「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方 No.30及び31において、「屋内の受動喫煙対策が進むと、建物敷地と道路等の境界付近など、屋外での喫煙が増加し、たばこの吸い殻の散乱による環境の悪化や歩行者等の受動喫煙による健康被害が増えることが懸念されますが、現状、一定程度の喫煙者が存在することを考慮すると、設置場所や構造など受動喫煙防止の配慮を行った上で、屋外での対策について、慎重に検討する必要があると考えています。」「実証事業を行う屋外喫煙所は、人通りの多い場所を避け、周囲へのたばこの煙に配慮して送風機を設置し、周囲を高さ3mのハイ・パーテーションで囲い、出入口をクランク型とすることとしています。」という千葉市の考え方が示されている。  
[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/pubcome\\_result\\_second-hand\\_smoke.pdf](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/pubcome_result_second-hand_smoke.pdf)
- 56) 前掲注26の中の「国及び地方公共団体の責務について」
- 57) 東京都福祉保健局「禁煙希望者支援における取組の概要」  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/municipalities/>
- 58) 千葉市  
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/shien/kinnenn.html>  
 吹田市  
[http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/divkenkoiryo/hokencjigyo/\\_73532/\\_86024.html](http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/divkenkoiryo/hokencjigyo/_73532/_86024.html)
- 59) 国の第3期がん対策推進基本計画(2017年10月24日閣議決定)9頁【個別目標】として、「平成34(2022)年度までに、成人喫煙率を12%とすること」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000196973.pdf>  
 成人の喫煙率19.5%(平成22年)から禁煙希望者が禁煙した場合の割合(37.6%)を減じた値である12%を設定。(健康日本21(第二次)の推進に関する参考資料128頁)  
[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkou\\_nippon21\\_02.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkou_nippon21_02.pdf)  
 東京都がん対策推進計画(第二次改定)(2018年/平成30年3月)40頁「目標値」  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/iryo\\_hoken/gan\\_portal/research/taisaku/suisin\\_keikaku/suisin\\_keikaku\\_secondrevision.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/iryo_hoken/gan_portal/research/taisaku/suisin_keikaku/suisin_keikaku_secondrevision.html)
- 60) 東京都福祉保健局「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を施行しました。  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/kodomojourei.html>
- 61) 岡本光樹 厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)平成29年度 分担研究報告書(2018年7月公開)「子どもを受動喫煙から守る条例の成立と考察」  
<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/>

- NIDD00.do?resrchNum=201709004A  
 条例の内容、草案段階の案文と各制定条文との比較、成立経緯、条例制定の意義・効果等について、より詳しく解説した。
- 62) 2017年8月29日NHK首都圏ネットワーク、同日TBS Nスタ、9月21日 テレビ朝日グッド!モーニング、9月22日 NHK金曜イチから、12月3日MXTV 激論!サンデーCROSS、2018年4月3日TBSあさチャン!
- 63) 2017年9月30日 毎日新聞、日経新聞、東京新聞  
 2017年10月4日 朝日新聞、毎日新聞、日経新聞、東京新聞、読売新聞 等  
 ネット記事として、  
[https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG29HDK\\_Z20C17A8CC1000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG29HDK_Z20C17A8CC1000/)  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/20170829-00075089/>  
<https://s.mxtv.jp/mxnews/kiji.php?date=46512152>  
 ほか多数
- 64) 岡本光樹 2017年10月4日産経新聞iRONNA  
<https://ironna.jp/article/7826>
- 65) 齋藤麗子 2018年6月23日 日本小児科医会総会フォーラムin横浜 シンポジウム1「子どもの虐待新たな定義」
- 66) 地方自治法第138条の2  
 「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」
- 67) 岡本こうき 平成30年(2018年)3月14日都議会予算特別委員会質疑  
<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/budget/2018/3-01.html>
- 68) 福山市ホームページ  
<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenkosuishin/114882.html>
- 69) 宮田明(福山市医師会喫煙対策委員会)2018年5月号 禁煙ジャーナル
- 70) 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会会議録 平成30年(2018年)9月18日  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/documents/995kaikaigiroku.pdf>  
 なお、神戸新聞NEXT 2018年9月19日に報道。
- 71) 前掲注26中の  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338600.pdf>  
 2頁2.(5)
- 72) 厚労省は2016~2017年時は、オリンピックに向けた飲食店や職場の規制の検討に手いっぱい、家庭内の子どもの受動喫煙防止の法制化を検討する状況になかったと筆者は認識している。
- 73) 近隣住宅受動喫煙被害者の会が2017年5月に発足した。現在1600人以上の登録がある。  
<http://www.kinrin-judokitsuen.com/>
- 74) 岡本光樹2018年1月号『自由と正義』(日本弁護士連合会)「職場スモハラ訴訟・近隣住宅ベランダ喫煙訴訟・屋外灰皿撤去訴訟の到達点と今後」
- 75) 健康増進法の法律条文からは三次喫煙・サードハンドスモークを対象に含むとも含まないとも判然とせず、解釈に委ねられていると思われる。
- 76) オーストラリアでは16歳未満(州によっては18歳未満)の子どもが同乗している自動車内での喫煙が、罰則をもって禁止されている(2007年以後各州に拡大)。  
 カナダでは16歳未満の子ども(州により2008~2010年頃からは)、イングランドでは18歳未満の子ども(2015年から)、フランスでは12歳未満の子ども(2015年から)について適用されている。また、アメリカではカリフォルニア州及びオレゴン州(18歳未満の子どもに適用)をはじめ、8州及びいくつかの都市(州及び都市によって年齢は異なる)において、また、その他の国々、バーレーン、キプロス、モーリシャス、南アフリカ、アラブ首長国連邦などでも、こうした法律が適用されているとのことである。  
[https://en.wikipedia.org/wiki/Smoking\\_bans\\_in\\_private\\_vehicles](https://en.wikipedia.org/wiki/Smoking_bans_in_private_vehicles)